

四万十市郷土博物館空調設備保守点検業務(令和8～10年度) 特記仕様書

1 留意事項

空調・換気機器の維持を図るため本業務を行うもので、常に安全かつ良好な状態であることに留意し点検作業に努めるものとする。

2 点検内容等

(1) 定期点検

別表参照

(2) 臨時点検

各種空調・換気機器の故障等があった場合は、24時間以内に原因の究明及び復旧を行い市に報告をすること。

(3) 取扱い説明

空調及び換気機器等の取扱いについて市より問い合わせがあった場合には、その都度対応すること。

(4) 点検報告

保守点検終了後、点検報告書等（資料及び使用測定機器の型番、写真含む。）を作成し、市に提出すること。

3 その他

(1) 保守点検業務を行うにあたり、業務上付帯的に実施しなければならない作業等は、本書に記載がない場合にあっても、委託料の範囲において誠実に実施するものとする。

(2) 漏洩調査には資格保有者があたるものとする。

(3) 保守点検実施中、通常保守点検業務以外の部品の取替えその他修理を要する箇所がある場合には、その都度担当者へ連絡し指示を受けるものとする。

(4) この案件に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び長期継続契約を締結することができる契約に関する条例第2条第2号の規定に基づく長期継続契約であるため、契約書に「委託者は、翌年度以降において市の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削除された場合にはこの契約を解除するものとする。受託者は、前項の規定による契約の解除に伴い、受託者に損害が生じたときは、委託者にその損害の賠償を請求することができる。この場合における賠償額は、委託者及び受託者が協議して定めるものとする。」旨の条項を盛り込むものとする。